

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

「地球温暖化対策の推進に係る法律」第21条に基づき都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。

本計画は、市自らが市内有数の温室効果ガスの排出事業者として全職員の参加のもと、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進するとともに、市民や事業者の自主的な取組を促進させ、本計画に定めた温室効果ガスの排出削減目標の達成を目的として策定するものです。

【参考】 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画等は、次に掲げる事項について定めるものとする。

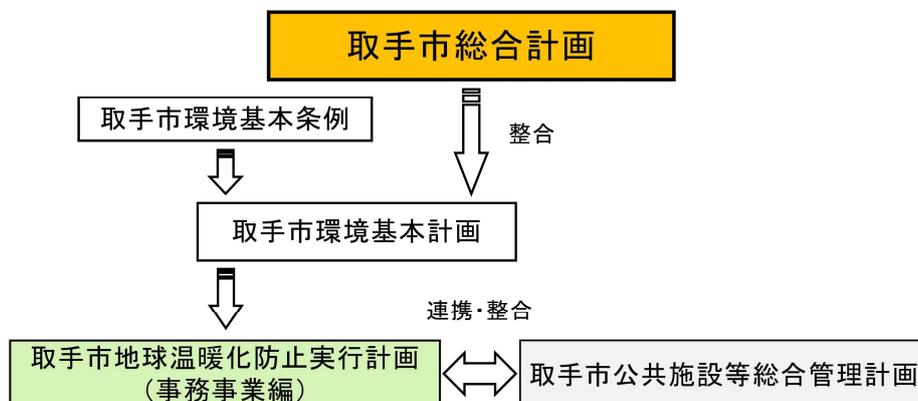
- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない

2 計画の位置付け

本計画は、取手市総合計画の基本構想に基づき、市の温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行するための計画として策定するものです。また、公共施設の管理等の方向性を示す取手市公共施設等総合管理計画とも連携・整合を図るものとします。



<図 2-1 取手市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の位置付け>

3 計画の期間及び基準年度

(1) 計画の期間

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。また、5年目の2025年度に計画の中間検証を実施します。

なお、計画期間中であっても、必要に応じて目標や取組等の見直しを行うものとします。

【計画の期間】

2021年度～2030年度（10年間）

(2) 基準年度

本計画の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に準じて、2013年度とします。

また、目標年度は2030年度とし、中間検証を実施するための中間目標を2025年度とします。



<図 2-2 計画期間と基準年度>

4 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた以下の7種類とします。

ただし、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素以外の4種類のガスは市からの排出がない又は排出量が極めて少ないため、本計画の算定対象外とします。

＜表2-1 地球温暖化対策の推進に関する法律で対象とされる温室効果ガス＞

ガス種類	主な発生源	算定対象	地球温暖化係数※
①二酸化炭素 (CO ₂)	電気、ガス、ガソリン等の燃料の使用により排出される	○	1
②メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の使用、廃棄物の焼却等に伴い発生する	○	25
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の使用、廃棄物の焼却等に伴い発生する	○	298
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される	×	
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される	×	
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される	×	
⑦三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造の過程等で排出される	×	

※地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第四条における値

コラム 地球温暖化係数 (GWP : Global Warming Potential)

地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準として、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字。単位質量（例：1 kg あたり）の温室効果ガスが大気中に放出されたときに、一定時間内（例：100 年あたり）に地球に与える放射エネルギーの積算値を、二酸化炭素に対する比率で見積もったもの。

5 対象となる事務及び事業の範囲

本市が行う全ての事務及び事業を対象とします。ただし、指定管理者に運営を委託している施設については、本計画に即した取組を要請するものとし、温室効果ガス排出量の算定対象外とします。

コラム 事務事業の範囲

基本的な考え方

○事務事業編の対象となる組織、施設・設備の整理を行い、その上で契約・管理運営形態ごとに温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法を整理します。

組織の整理

事務事業編の対象範囲に含まれる組織か否かを判定する。

施設・設備の整理

「施設・設備の所有権又は賃借権が地方公共団体にあるか否か」という視点から、当該施設・設備が事務事業編に対象となるか否かを判定する。

契約・管理運営形態の整理

事務事業編の対象であると判定された組織の事務・事業について、その契約形態や施設・設備の管理運営形態ごとに、地方公共団体が自ら温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずる必要があるかなど、取組の推進方法を整理する。

6 対象とする SDGs の目標

(1) SDGs (持続可能な開発目標) とは

2001年に策定された(MDGs)ミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

ゴール	目標	ゴール	目標
	① 貧困をなくそう ● あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		⑩ 人や国の不平等をなくそう ● 各国内及び各国間の不平等を是正する
	② 飢餓をゼロに ● 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		⑪ 住み続けられるまちづくりを ● 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な人間居住を実現する
	③ すべての人に健康と福祉を ● あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		⑫ つくる責任 つかう責任 ● 持続可能な生産消費形態を確保する
	④ 質の高い教育をみんなに ● すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		⑬ 気候変動に具体的な対策を ● 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	⑤ ジェンダー平等を実現しよう ● ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		⑭ 海の豊かさを守ろう ● 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	⑥ 安全な水とトイレを世界中に ● すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		⑮ 陸の豊かさを守ろう ● 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	⑦ エネルギーをみんなに そしてクリーンに ● すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		⑯ 平和と公正をすべての人に ● 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	⑧ 働きがいも経済成長も ● 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用(ディーセント・ワーク)と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		⑰ パートナリシップで目標を達成しよう ● 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう ● 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		【参考】SDGs カラーホイール ● SDGs の全ゴールの色 17色にて構成されている公式マーク。

出典：国連広報センター

(2) 取手市 SDGs の推進

取手市では、平成 28 年度にスタートさせた第六次取手市総合計画における「とりで未来創造プラン 2020」が策定されました。この計画の中で、施策体系を「テーマ」「戦略」「重点施策」「重点事業」の 4 層構造とすることや、大きな枠組みとして市制施行 50 周年を踏まえたまちづくり、持続可能な開発目標 (SDGs) の推進など、新たな視点を取り込んだ計画となっております。



(3) 対象とする SDGs の目標

本計画の実現に当たっては、持続可能な開発目標 (SDGs) との協調を図り、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

本計画では対象とする SDGs の目標を以下のとおり定め、本市を取り巻く社会情勢の変化などに留意しつつ、長期的な視点で計画を推進します。



目標 7

エネルギーをみんなに そしてクリーンに

- すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標 12

つくる責任 つかう責任

- 持続可能な生産消費形態を確保する



目標 13

気候変動に具体的な対策を

- 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 15

陸の豊かさも守ろう

- 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する